



鳥取県公報

平成 20 年 10 月 14 日(火)
第 8 0 3 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2件)(680・681)(経営支援チーム)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	地籍調査に関する事業計画の変更(682)(耕地課)・・・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定予定(683)(森林保全課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	保安林の指定施業要件の変更予定(684)(〃)・・・・・・・・・・・・・・ 5
	測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (685)(技術企画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (686)(〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
	指定居宅サービス事業者の廃止(687)(東部総合事務所福祉保健局)・・・・・・ 14
	指定介護予防サービス事業者の廃止(688)(〃)・・・・・・・・・・・・・・ 15
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (689)(西部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

告 示

鳥取県告示第680号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成20年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ポルト米子店
米子市新開二丁目1321-1、1322-1、1322-2、1323、1325-1、1326-4、1327-2から1327-4まで、1328、1329及び1330-1
- 2 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時30分から午後9時30分まで
変更後 午前8時30分から午後9時30分まで
- 3 変更年月日
平成20年10月1日
- 4 変更する理由
消費者のニーズに応えるため
- 5 届出年月日
平成20年9月25日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成20年10月14日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室
米子市糀町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1
米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第681号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成20年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト倉吉本店
倉吉市河北町162、163、165から168まで及び170から172まで
- 2 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時30分から午後9時30分まで
変更後 午前8時30分から午後9時30分まで
- 3 変更年月日
平成20年10月1日
- 4 変更する理由
消費者のニーズに応えるため
- 5 届出年月日
平成20年9月25日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成20年10月14日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室
倉吉市東巖城町2
鳥取県中部総合事務所県民局
倉吉市葵町722
倉吉市産業部商工観光課
- 9 意見書の提出
倉吉市の区域内に居住する者、倉吉市において事業活動を行う者、倉吉市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の倉吉市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第682号

平成20年鳥取県告示第310号（国土調査法による事業計画の決定について）により告示した平成20年度におけ

る地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成20年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間
鳥取市	変更前	鳥取市雲山、大杵、新、正蓮寺、吉成、大覚寺、福部町蔵見、福部町左近、国府町神垣、河原町高福、気高町日光、鹿野町乙亥正、鹿野町岡木、青谷町河原及び青谷町小畑の各一部	平成21年3月31日まで
	変更後	鳥取市雲山、大杵、新、正蓮寺、吉成、大覚寺、福部町蔵見、福部町左近、国府町神垣、河原町高福、河原町釜口、気高町日光、鹿野町乙亥正、鹿野町岡木、青谷町河原及び青谷町小畑の各一部	〃
倉吉市	変更前	倉吉市西福守町、福守町、西倉吉町、鴨川町、丸山町、関金町堀、関金町明高、関金町福原及び関金町関金宿の各一部	〃
	変更後	倉吉市西福守町、福守町、西倉吉町、鴨川町、丸山町、関金町堀、関金町明高、関金町小泉、関金町米富、関金町福原及び関金町関金宿の各一部	〃
若桜町	変更前	八頭郡若桜町大字諸鹿の一部	〃
	変更後	八頭郡若桜町大字諸鹿、大字大炊及び大字岸野の各一部	〃
八頭町	変更前	八頭郡八頭町上峰寺、下峰寺、見槻、志子部、福井、見槻中及び奥野の各一部	〃
	変更後	八頭郡八頭町上峰寺、下峰寺、篠波、隼郡家、船岡、見槻、志子部、福井、見槻中及び奥野の各一部	〃
湯梨浜町	変更前	東伯郡湯梨浜町大字宮内、大字藤津及び大字埴見の各一部	〃
	変更後	東伯郡湯梨浜町大字宮内、大字藤津、大字方地及び大字埴見の各一部	〃
琴浦町	変更前	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字美好、大字三保、大字公文、大字倉坂、大字八橋、大字笠見、大字大杉及び大字福永の各一部	〃
	変更後	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字美好、大字三保、大字公文、大字倉坂、大字八橋、大字笠見、大字田越、大字大杉及び大字福永の各一部	〃

鳥取県告示683号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字茗荷谷字タキ谷339の72から339の75まで、大字眷米字瀧谷坂625の69、625の84、625の91、大字落折字大林285の2、285の8、大字糸白見字女夫岩674の1、674の3、674の5、字タワラ719の1、721、726、727、728の3、729の5、729の8、729の9、732の1、733、734、字横石451、字雲場山684の21、684の26、684の30、字雲場685の21、字奥木地山686の6、字ヌクヨ668の1、字木地山643の3、643の4、643の7、649の3、692の14、773、字中木地山653の2、653の29、654の1、654の5、654の7、654の16、654の25、654の30、654の43、654の44、654の46、654の48、654の50、654の52、654の54、775の1、775の3、字一ノ谷692の8、692の13、字アヤシ谷699の12、701の11、字田方629の6、629の9、632、635、637、637の1、638、640の1、641の1、641の2、692の15、字小森476の1、477の14、481の20、字森上518の4、518の6、518の7、519の1、528の1、530の1、530の9、537の1、字上ノ山355の1、358、377、377の3、383の3、387、397の1、404、字ウヘノ山755の2、755の3、757の1、757の2、字水落シ569の1、569の5、569の7、569の9、586の1、588の4、字奥水落シ591の1、591の9、字ホフデン603の7、605の1、607の1、607の3、607の4、610、613の6、614の1、614の5、614の8、615の1、字岡開示413、427から429まで、435、436、443の1、443の7、444

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第684号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字新見字カツラガトイ1082の1、1082の5、1082の6、1083の1、1083の3、1083の4、1085の3、1085の4、字荒尾1086の1、1086の3、1087の1、1087の3、1087の4、大字口宇波字ヒル途560、560の1、564の2、566の1、566の3から566の5まで、567、568、字ヤトウジ569の1、字下モ小谷686の1、686の4、大字郷原字宮ノ谷381、389、大字毛谷字岨ノ谷331の1、331の2、336の1、大字宇波字迎谷867、871、875、876、大字智頭字新田2449から2451まで、2452の1、2453から2456まで、2457の1、2458から2460まで、2461の1、2461の3、2463の1、2464の1、2465、2467、字イチゴ谷2476の1、2476の5、2477の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

八頭郡智頭町大字智頭字新田2461の1・2461の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字宇波字迎谷886の1から886の3まで、字ツヅラ平968の3、大字智頭字瀧谷下モ平1238の2（次の図に示す部分に限る。）、1238の3、1239の1、1239の2、1240の1、1240の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第685号

平成20年鳥取県告示第260号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正する。

平成20年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県知事から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、<u>応募書類（当該入札への参加を希望する者があらかじめ提出しなければならない書類として調達公告で定めるものをいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告で定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）までの期間に含まれていないこと。</u></p> <p>(4) <u>鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知）第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格（以下「成果品重点確認価格」という。）を下回る価格で落札された測量等業務に係る成績評定（鳥取県測量等業務検査要綱（平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知）第8条第2項に規定する成績評定をいう。）において、業務評定点（鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱（平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知）第5条第3項に規定する総合評定点をいう。以下同じ。）が、測量業務又は補償コンサルタント業務にあつては77点未満、建設コンサルタント業務又は地質調査業務にあつては80点未満の場合には、当該測量等業務の属する発注業種（鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第5条に規定する発注業種をいう。以下同じ。）については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間が、応募期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。</u></p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県知事から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）までの期間に含まれていないこと。</p>

委託対象設計金額	期間
1,000万円未満	技術企画課が発注機関から検査結果に係る通知を受理した日（以下「通知受理日」という。）から起算して14日（鳥取県の休日 ^{（注）} を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）を経過した日以後1月を経過する日までの間
1,000万円以上 5,000万円未満	通知受理日から起算して14日（休日を含む。）を経過した日以後2月を経過する日までの間
5,000万円以上	通知受理日から起算して14日（休日を含む。）を経過した日以後3月を経過する日までの間

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあっては、その構成員が(1)から(7)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

ア及びイ 略

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 略

(2) 入札参加書類及び入札書（以下「提出書類」という。）は、調達公告で定められた提出期間内の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時30分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあっては、その構成員が(1)から(6)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

ア及びイ 略

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 略

(2) 入札参加書類及び入札書（以下「提出書類」という。）は、調達公告で定められた提出期間内の各日（鳥取県の休日^{（注）}を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時30分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の

定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、その持参、郵便又は信書便による送達に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。

なお、郵便又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3)及び(4) 略

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1)及び(2) 略

(3) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認された者とする。ただし、調査基準価格（鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知）第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(4)～(7) 略

(8) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第3条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は、他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札

送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3)及び(4) 略

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1)及び(2) 略

(3) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認された者とする。ただし、調査基準価格（鳥取県県土整備部測量等業務低価格調査要綱（平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知）第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(4)～(7) 略

(8) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第200700062528号鳥取県県土整備部長通知）第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格（以下「成果品重点確認価格」という。）を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技

された業務をいう。以下同じ。)の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、低価格配置技術者調書(様式第2号)(次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。)をあらかじめ定められた期限(紙入札(電子入札以外の入札をいう。)の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の午前12時)までに提出できない者は失格とし、1か月間の資格停止とする。

ア～ウ 略

略

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

ア及びイ 略

略

(9)～(11) 略

(12) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報対応マニュアル(平成18年11月17日付第200600120607号鳥取県総務部長通知)に定める談合情報があった場合は、同マニュアル第2の2の(3)に基づき条件付入札を行う。

(13)～(15) 略

4～6 略

術者」という。)を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は、他の低価格落札業務(成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。)の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、低価格配置技術者調書(様式第2号)(次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。)をあらかじめ定められた期限(紙入札(電子入札以外の入札をいう。)の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の午前12時)までに提出できない者は失格とし、1か月間の資格停止とする。

ア～ウ 略

略

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

ア及びイ 略

略

(9)～(11) 略

(12) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報マニュアル(平成18年11月17日付第200600120607号鳥取県総務部長通知)に定める談合情報があった場合は、同マニュアル第2の2の(3)に基づき条件付入札を行う。

(13)～(15) 略

4～6 略

鳥取県告示第686号

平成20年鳥取県告示第261号(測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)の一部を次のように改正する。

平成20年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>県が発注する鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）第2条第2号に規定する測量等業務（以下「測量等業務」という。）の指名競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、<u>入札規則、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、鳥取県建設工事等電子入札執行要領（平成17年5月16日付第200500002083号鳥取県県土整備部長通知）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（平成11年7月9日付管第223号鳥取県土木部長通知）及び当該入札に係る調達公告（当該入札ごとに行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の公告をいう。以下同じ。）</u>によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>平成19年鳥取県告示第783号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）は、平成20年4月10日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った測量等業務で、その指名競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。</p> <p>平成20年4月11日</p> <p>鳥取県知事 平 井 伸 治</p> <p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県知事から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者があらかじめ提出しなければならない書類として調達公告で定めるものをいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告で定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）までの期間に含まれていないこと。</p> <p><u>(4) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年7月27日付第</u></p>	<p>県が発注する鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）第2条第2号に規定する測量等業務（以下「測量等業務」という。）の指名競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、<u>当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）</u>によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>平成19年鳥取県告示第783号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）は、平成20年4月10日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った測量等業務で、その指名競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。</p> <p>平成20年4月11日</p> <p>鳥取県知事 平 井 伸 治</p> <p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県知事から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）が指名を受けるためにあらかじめ提出すべきものとして、調達公告に定める書類をいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告に定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札の日までの期間に含まれていないこと。</p>

200700062528号県土整備部長通知) 第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格(以下「成果品重点確認価格」という。)を下回る価格で落札された測量業務に係る成績評定(鳥取県測量等業務検査要綱(平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知)第8条第2項に規定する成績評定をいう。)において、業務評定点(鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱(平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知)第5条第3項に規定する総合評定点をいう。以下同じ。)が、測量業務又は補償コンサルタント業務にあつては77点未満、建設コンサルタント業務又は地質調査業務にあつては80点未満の場合には、当該測量等業務の属する発注業種(鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第5条に規定する発注業種をいう。以下同じ。)については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間が、応募期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。

委託対象設計金額	期間
1,000万円未満	技術企画課が発注機関から検査結果に係る通知を受理した日(以下「通知受理日」という。)から起算して14日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含む。)を経過した日以後1月を経過する日までの間
1,000万円以上 5,000万円未満	通知受理日から起算して14日(休日を含む。)を経過した日以後3月を経過する日までの間
5,000万円以上	通知受理日から起算して14日(休日を含む。)を経過した日以後3月を経過する日までの間

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(8) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあつては、その構成員が(1)から(7)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 略

(2) 応募書類は、応募期間内の各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時30分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあつては、その持参、郵便又は信書便による送達に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵便又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後4時までまでに到着したものに限り受け付ける。

(3)及び(4) 略

3 略

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格をもって有効な入札をした者(失格とされた者を除く。以下同じ。)とする。ただし、調査基準価格(鳥取県県土整備部測量等業務低入札価格調査要綱(平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知)第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。)を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、

(7) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあつては、その構成員が(1)から(6)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 略

(2) 応募書類は、応募期間内の各日(鳥取県の休日^{を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)}を除く。)の午前9時から午後5時30分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあつては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後4時までまでに到着したものに限り受け付ける。

(3)及び(4) 略

3 略

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格をもって有効な入札をした者(失格とされた者を除く。以下同じ。)とする。ただし、調査基準価格(鳥取県県土整備部測量等業務低価格調査要綱(平成20年3月17日付第200700194529号鳥取県県土整備部長通知)第2条第2号に規定する価格をいう。以下同じ。)を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と本

又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第 3 条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、低価格配置技術者調書（様式第 2 号）（次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。）をあらかじめ定められた期限（紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の午前 12 時）までに提出できない者は失格とし、1 か月間の資格停止とする。

ア～ウ 略

略

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

ア及びイ 略

略

(3) 及び (4) 略

5 及び 6 略

件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成 19 年 7 月 27 日付第 200700062528 号鳥取県県土整備部長通知）第 3 条に規定する適用対象業務においては、同要綱第 2 条第 2 号に規定する成果品重点確認価格（以下「成果品重点確認価格」という。）を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、低価格配置技術者調書（様式第 2 号）（次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。）をあらかじめ定められた期限（紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の午前 12 時）までに提出できない者は失格とし、1 か月間の資格停止とする。

ア～ウ 略

略

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

ア及びイ 略

略

(3) 及び (4) 略

5 及び 6 略

鳥取県告示第 687 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 10 月 14 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
鳥取市 鳥取市長 竹内 功	鳥取市尚徳町 116	鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目1	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	平成20年4月1日

鳥取県告示第688号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年10月14日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
鳥取市 鳥取市長 竹内 功	鳥取市尚徳町 116	鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目1	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	平成20年4月1日

鳥取県告示第689号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月14日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人米子市社会福祉協議会	米子市錦町一丁目 139-3	よどえ訪問介護事業所	米子市淀江町淀江1110-1	居宅介護、重度訪問介護	平成20年10月1日